

# 津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年 5月28日(金) 午後1時30分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(11人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	佐野多希子
	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	4番	嶋田治仁
	5番	西原芳明
	6番	金一和美
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第10号 農地所有適格法人の要件確認結果について
第5	報告第11号 農業委員会活動の点検・評価及び活動結果について
第6	議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第17号 現況証明願について
第8	議案第18号 津別町農業委員会事務局庶務規程の一部改正について

6. 農業委員会事務局職員

局長	迫田久
係長	大矢根健一
行政専門員	五十嵐正美

## 7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和3年第5回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。第5回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。役場も新庁舎になりまして、職員の皆様も新たな気持ちで仕事に励んでいるのではないかと思います。今年の春の農産物の植え付け作業の始まりは早かったですが、4月下旬の50ミリを超える雨等で、一週間程畑に入れない日が続きまして、気をもみ、苦労されたのではないかと思います。また、このぐずついた天気によりまして、ビートを60丁以上蒔き直しがあったと聞いています。今後は安定した天気続き、作物が順調に生育する事を願いたいと思います。

新型コロナウイルスにより緊急事態宣言になっていますが、さらに6月20日まで延長となっております。津別においても感染者が出たと聞いています。その中において、ワクチンも始まりました。今後、一刻も早くワクチンが効いて落ち着くことを願いたいと思います。 それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。 よろしくお願ひします。

議長： ただいまの出席委員は、11名です。  
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。 これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。  
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に5番 西原委員、6番 金一委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。  
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに

主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長： 続きまして日程第4 報告第10号「農地所有適格法人の要件確認結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第10号「農地所有適格法人の要件確認結果について」を報告いたします。(有)竹中農場以下20件でございます。いずれに致しましても、記載のとおり要件を満たしていることを確認いたしました。法人の要件につきましては、次ページに記載しています。上から、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の4つの要件が設定されております。以上で説明終わります。

議 長： 報告終わりました。報告第10号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第10号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第5 報告第11号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 報告第11号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について」を説明いたします。別冊で配布しております、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価をご覧ください。

別冊で綴っております、「(別紙様式2)令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をご覧ください。

ローマ数字のI、農業委員会の状況、令和2年4月1日現在のものですが、令和元年度に行われた統計調査「農林業センサス」の集計が反映されております。1の「農業の概要」は、経営耕地面積では合計で5,044ha、総農家数は154戸、就業者数は378人、認定農業者数は147戸となっております。

2の「農業委員会の現在の体制」ですが、「新制度に基づく農業委員会」は、定数実数とも11人でございます。

ページをめくっていただきまして、ローマ数字のⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、1の現状及び課題として、今年4月時点の集積率は96.3%、続いて2の、令和2年度の目標及び実績は、達成状況が99.78%となりました。

続いて3の「目標の達成に向けた活動」と、4の「目標及び活動に対する評価」は、それぞれ記載のとおりです。

隣のページに移りまして、ローマ数字のⅢ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

1の「現状及び課題」として、新規参入の状況が、令和2年度はゼロになっておりますが、今年から豊永の織田達明氏が新規就農されました。来年度の点検では、新規参入者の回答ができることとなっております。

続いて2の、「令和2年度の目標及び実績」ですが、こちらは訂正をお願いします。達成状況が共に100%となっておりますが、全くの逆でいずれも0%です。大変申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。

続いて3の「目標の達成に向けた活動」と4の「目標及び活動に対する評価」は、それぞれ記載のとおりです。

ページをめくっていただきまして、ローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置に関する評価」です。

1の「現状及び課題」ですが、令和2年3月現在の、遊休農地の割合は0となっております。

2の「令和2年度の目標及び実績」は、遊休農地がゼロであるため、達成する数字がないという意味で0%となりました。

3の、上記「2の目標の達成に向けた活動」は、7月・8月に農地の利用状況調査を実施いたしました。

4の、目標及び活動に対する評価は、記載のとおりでございます。

隣のページに移りまして、ローマ数字のⅤ、「違反転用への適正な対応」です。1の現状及び課題として、令和3年3月時点での違反転用面積はゼロ、

続く2の「令和2年度実績」も、違反面積の実績のことですが、同じくゼロとなっております。

3の「活動計画・実績及び評価」は、記載のとおりです。

ページをめくりまして、ローマ数字のⅥ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。1の「農地法第3条に基づく許可事務」ですが、1年間の処理件数は70件で、全件とも許可されております。2の「農地転用に関する事務」については該当するものはありませんでした。隣のページに移りまして、3「農地所有適格法人からの報告への対応」は、37法人全てから報告書が提出されております。4「情報の提供等」については、項目のうち「賃借料情報の調査・提供」ですが、調査結果を例年どおり広報つべつ7月号

に掲載いたしました。

ページをめくりまして、ローマ数字のⅦ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は特にありませんでした。

続いて、ローマ数字Ⅷ「事務の実施状況の公表等」ですが、1「総会等の議事録の公表」3「活動計画の点検・評価の公表」とともに、町のホームページにて公表しております。令和2年度の活動点検・評価については以上です。隣のページ、横書きの表「別紙様式3」については、説明したものをまとめたものです。各自ごらんください。

ページをめくっていただきまして、(別紙様式1)「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について説明いたします。

ローマ数字のⅠ、「農業委員会の、令和3年4月1日現在の状況」ですが、1「農家・農地等の概要」は、総農家数144戸、就業者数254人、認定農業者数140戸、経営耕地面積5,044haとなっております。2の「業委員会の現在の体制」は、定数・実数ともに11人となっております。隣のページに移りまして、ローマ数字のⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

1「現状及び課題」今年4月現在の集積率は96.3%、2「今年度の目標及び活動計画」は、目標とする集積面積を5,500haといたしました。

続いて、ローマ数字のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、2「令和3年度の目標及び活動計画」として、新規参入の目標数を1経営体と設定しております。前述したとおり、すでに織田達明氏が参入をしていることから、今時点で目標値には達している状況でございます。

ページをめくっていただきまして、最後のページになりますが、ローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置」に移ります。1「現状及び課題」ですが、令和3年4月現在の遊休農地の割合はゼロです。2番目「令和3年度の目標及び活動計画」は、表をごらんください。

最後です。ローマ数字のⅤ「違反転用への適正な対応」ですが、1「現状及び課題」、2「令和3年度の活動計画」は、記載のとおりとなっております。

以上、令和3年度の目標と活動計画となっております。今年度も、目標の達成に向けて、農業委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

議長： 報告終わりました。報告第11号について、ご意見ご質問ありましたら願います。ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第11号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案に基づいてご説明申しあげます。今回の申請は所有権売買1件です。議案に基づいて説明いたします。

所有権移転

番号40

譲渡人 美幌町字●● ●●

譲受人 恩根●● ●●

土地の所在 恩根●● 外合計 8筆

地目 公簿・現況 記載の通りです。 面積合計 32,221㎡

利用状況 普通畑 契約種類 売買 土地引渡しの時期 許可後

価格 ●●円

移転後経営面積 542,053㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効活用のため

譲受人 経営規模拡大のため

10a当り ●●円です。

次のページに農地法第3条の調査書を添付しています。全件第2項第1号から第7号まで該当しない事を確認しております。農地所有適格法人以外の法人等の賃借についても、農地所有適格法人以外でないことを確認しています。位置図につきましては、次のページ以降となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。

これより、議案第16号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第16号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第7 議案第17号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第17号「現況証明願について」を議案に基づいてご説明申しあげます。

番号5

申請者 美幌町字●● ●●

申請地 恩根●● ●●

外合計 14筆

公簿・現況地目 記載のとおりで一部農地、他農地、採草放牧地以外

合計面積 105,915㎡ 利用状況 記載のとおりです。

所有者 美幌町字●● ●●

願出理由 現況に相違ないことを証明願う

使用目的 地目変更登記申請のため

番号6

申請者 共和●● ●●

申請地 共和●● ●●

外合計3筆

公簿地目 畑 現況地目 農地、採草放牧地以外

合計面積 15,581㎡ 利用状況 記載の通りです。

所有者 共和●● ●●

願出理由 現況に相違ないことを証明願う

使用目的 地目変更登記申請のため

位置図につきましては、次のページ以降となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第17号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。  
これより議案第17号について採決します。  
本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第8 議案第18号「津別町農業委員会事務局庶務規程の一部改正について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第18号「津別町農業委員会事務局庶務規程の一部改正について」を議案に基づいてご説明申しあげます。

今回の改正案の内容ですが、2点ございます。まず、町の文書の管理方法が、これまでの編さん(とじ紐で綴っていくやり方)から、綴じずにファイルにはさんで保管する方法に変更になったことに伴い、本規程の「編さん」という文言を「管理」に置き換えるものです。当町の全ての部署で統一して行うことから、当事務局も合わせて変更いたします。

次に、事務局に「総務係」の部署名と、「係長」の役職を追加いたします。これは、当町が平成31年度から係制度を復活させていることから、組織の実態に即して追加するものです。ページをめくっていただきますと、横書きの表で「新旧対照表」、続いて規程全文を記載しております。本総会で承認を受けた後、即日改正の公布を行い、施行されることとなります。説明は以上です。協議についてよろしく願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。議案第18号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。  
これより議案第18号について採決します。  
本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。



【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。  
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

( 終了 14時 13分 )

